平成２１年（フ）第４２８号
広島県福山市日吉台１丁目８番25号　寿コーポＢ―102、旧住所広島県神石郡神石高原町油木甲47番地
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４４９号
広島県福山市春日町２丁目14番15号
債務者　玉川　晃子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２７号
香川県丸亀市飯野町東分988番地２　リバーハイツ202号
債務者　関野　賢治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３７９号
長崎県佐世保市京坪町９番２号、旧住所神戸市東灘区向洋町中１丁目１番地141号棟1321号室
債務者　松尾さをり（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
長崎県佐世保市日野町1947番地８　プリンセスⅡ201、旧住所長崎県諫早市平山町66番地２
債務者　本多　正子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
長崎県佐世保市針尾北町761番地11
債務者　國澤　俊彦
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
栃木県日光市倉ヶ崎691番地１　グランドセンチュリーⅡ102号、前住所栃木県日光市今市824番地１　Ｈｙｄｅ　Ｐａｒｋ103
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３９号
栃木県日光市石屋町４番地28　カーサⅠ202号室、住民票上の住所栃木県日光市石屋町４番地28
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５３号
栃木県宇都宮市陽南２丁目13番25号
債務者　山根　勝広
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５４号
栃木県宇都宮市兎ノ内町409番地10
債務者　関　　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９号
栃木県宇都宮市石井町1216番地　東棚マンションM―101
債務者　稲葉　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
栃木県那須塩原市石林755番地７　グリーンハイツ乃木103号、前住所静岡県富士市森島287番地の11
債務者　小林　仁彦
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市上野町6073番地１　県営うえの住宅13棟12号
債務者　黒﨑　豪啓
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市上野町6073番地１　県営うえの住宅13棟12号
債務者　黒﨑　千晴
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７号
栃木県宇都宮市岩曽町803番地６
債務者　中嶋祐理子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係